

幸園 介護予防短期入所生活介護 料金表

平成29年4月1日改定

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表（1）（2）（3）を合わせた額となります。

1. 介護報酬に係わる利用者負担金 ※「負担割合証」に記載されている負担割合になります。

【併設型介護予防短期入所生活介護費】 (日額)

	介護度	基本単位	地域加算	保険料	利用者負担額	
					1割負担の場合	2割負担の場合
従来型個室	要支援1	433単位	10.66	4,615円	462円	923円
	要支援2	538単位		5,735円	574円	1,147円
多床室	要支援1	438単位	10.66	4,669円	467円	934円
	要支援2	539単位		5,745円	575円	1,151円

【加算料金】

加算項目	単位数	地域加算	利用者負担 1割	利用者負担 2割	備考
機能訓練体制加算	12単位	10.66	13円	26円	機能訓練指導員を配置している
サービス提供体制強化加算 (I) イ	18単位		19円	38円	介護職員中介護福祉士を6割以上配置している
送迎加算	184単位		197円	393円	送迎を行なった場合 (片道あたり)
療養食加算	23単位		25円	49円	医師の指示箋に基づき食事を提供した場合
介護職員処遇改善加算 (I)			基本サービス費に各種加算を加えた単位数に、ショートステイサービスの加算率 (8.3%) を乗じた単位数で算定されます。		

*ご利用者負担額は、単位数(加算を含む)×10.66(地域加算)の1割または2割です。ただし、小数点以下は切り捨てとなるので、ご利用日の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が生じますのでご了承ください。

2. 介護保険外費用 「滞在費」及び「食費」 (日額)

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費	従来型個室	320円	420円	820円	1,812円
	多床室	0円	370円	370円	840円
食費	全室	300円	390円	650円	1,585円

*食費は1食単位での費用の支払いを受けるものとする。

【朝食：390円】 【おやつ代を含む昼食：745円】 【夕食：450円】 （4段階）

- 第1段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方。生活保護を受けている方。
- 第2段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
- 第3段階・・・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方
- 第4段階・・・上記以外の方

☆第1～3段階の軽減適応を受けるためには、市町村発行する「負担限度額認定証」が必要です。

(3) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）

理美容代	男性	1,000 円	1回	利用者の希望 で、事業者が提 供するもの
	女性	1,300 円		
	顔そり	500 円		
電気代	テレビ等持ち込まれた場合 (1台につき) 30 円	1日		
教養娯楽費	行事などの特別な食事など		実費	
	お酒・特別なおやつなど		実費	
移送サービ ス	病院受診以外の外出時に送迎を行なう場合			
	1kmまで	600 円	1回	
	2kmまで	1,000 円		
	以降1km増すごとに	200 円		
送迎代	指定した送迎の範囲を超える送迎を行う場合			
	5kmまで	300 円	1回	
	以降1km増すごとに	50 円		

(4) 自己負担金の目安 (1) + (2) (日額)

介護保険サービス利用料（1割または2割負担分）と居住費・食費の合計額

	介護度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
		1割負担			1割負担の場合	2割負担の場合
従来型個室	要支援1	1,154円	1,344円	2,004円	3,931円	4,465円
	要支援2	1,276円	1,466円	2,126円	4,053円	4,708円
多床室	要支援1	840円	1,300円	1,560円	2,965円	3,504円
	要支援2	957円	1,417円	1,677円	3,082円	3,739円

- ☆合計額には、「機能訓練体制加算」「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」が含まれています。
- ☆必要に応じて「送迎加算」「療養食加算」「緊急短期入所受入加算」等が加算され、合計単位数に「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」が加算されます。
- ☆ご希望により、行事食、散髪などが発生した場合は別途お支払いいただきます

5. 支払方法

自己負担金は、原則として自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引落とし）でお支払いいただきますようお願いいたします。